



民法改正のポイント

－第6回 売主の担保責任について－

理事長 鈴木 耐久

第1 はじめに

1 契約責任説の採用

改正民法では、「特定物の売買において、物の性質は契約内容にならない。したがって、この物を引き渡せば完全な履行となる。」との特定物ドグマに基づく法定責任説と呼ばれる考え方（一個しかない物なら現実存在する物を渡さないとしようがないじゃないかという考え方）は否定され、「種類物であれ特定物であれ性質も契約内容となりうるものであり、したがって、目的物に関する権利の移転面での契約不適合および目的物の種類・品質・数量面での契約不適合が生じた場合には、債務不履行責任が生じる。」との契約責任説（契約は、人の頭の中で作り上げた約束なのだから、頭の中で理想的な物を想定して、その物の引渡を求める権利があるんじゃないかという考え方）が採用されることになりました。

この契約責任説（改正民法）のもとでは、売主の瑕疵担保責任といった買主（消費者）保護のための特殊な法定責任は存在しないことになり、債務不履行の一般原則で考えればよいことになります。

むしろ担保責任の主たる存在理由は、売主（事業者）の保護にあります。すなわち、事業者が引き渡した物に契約不適合（改正前の言い方をすれば「瑕疵」）があっても、消費者が不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、消費者は、事業者の債務不履行責任を追及できなくなるのです。

2 「隠れた」瑕疵要件の削除

「隠れた」瑕疵の要件は改正民法では放棄されています。「隠れた」という要件は、買主が契約当時に瑕疵の存在を知り、または知り得た場合には、瑕疵担保責任が発生しないことを意味しますが、そのような要件は、瑕疵の存在を知っていたならば、買主はその分だけ代金を減額交渉していたはずであるという想定に基づくものです。とすれば、「隠れた」という要件で判断されているのは、実質的には瑕疵の存在が代金価格決定に織り込まれているか否かであり、契約の趣旨から、代金額も踏まえどのような物を引き渡すことが約束されていたのかということを認定すれば十分だと考えられたため、「隠れた」要件は削除されることになったものです。

売買契約における給付内容とこれに対する対価は、当事者が現実認識して注意を向けたうえで意思決定される事項であり、対価と給付とは、当事者双方にとって交換価値の均衡がとれているものと判断されているからこそ、取引がなされているものです。売主の担保責任（債務不履行責任）が免責されるという内容が縮減された給付がなされる場合には、これに対する代金額も低廉化されなければ、均衡がとれません。「安かろう、悪かろう」の買い物をしたときは、消費者は、事業者から品質の悪いものを引き渡された場合でも文句は言えないことになります。しかし、まっとうな代金を支払って入手した物に問題があれば、消費者は事業者に対し、売主の担保責任（債務不履行責任）を追及しうるのはです。事業者が、契約不適合（瑕疵）のことを説明したでしょうと弁明しても、「隠れた」要件が撤廃されている以上、それだけでは売主の担保責任（債務不履行責任）を免れることはできず、さらに、「訳アリ商品特価」の代金設定であり、それを消費者も認識した上で購入したということを主張立証してはじめて免責を受けることができることになります。

3 改正法の概要

売買契約において物・権利の契約不適合があったとき、買主（消費者）は、売主（事業者）に対し、①追完請求権、②代金減額請求権、③債務不履行による解除権、④債務不履行による損害賠償請求権を有します。他方、目的物の種類・品質に関する不適合を認識した後の不通知による失権制度が設けられました。このような規定は、売買以外の有償契約にも原則として準用されるので（民法559条）、結局、有償契約を通じて、一般的な債務不履行責任の内容は、上記①から④までということになります。

第2 追完請求権（民法562条）について

追完請求権は、売買契約に基づき引き渡された目的物が、種類・品質・数量に関して契約内容に適合しない場合に、消費者が、事業者に対し、履行の追完を請求することができる権利です（民法562条1項本文）。

消費者は、どんな方法で追完してもらうかの選択権を有しており、事業者に対し、①買った物を修理してほしい、②他の新品を引き渡してほしい、③不足分があるのでそれを追加で引き渡してほしい、のいずれかを請求することができます。ただし、事業者は、消費者に不相当な負担を課するものでないときは、消費者の選択した方法と異なる方法による履行の追完をすることができます（民法562条1項）、たとえば修理を要求する消費者に対し、取替品を渡すことも可能です。

第3 代金減額請求権（民法563条）について

代金減額請求権は、売買契約に基づき引き渡された目的物が、種類・品質・数量に関して契約内容に適合しない場合に、消費者が、事業者に対し、当該目的物の対価に見合った金額にまで代金の減額を請求することができる権利です（民法563条1項）。

代金減額請求権の要件は、契約の一部解除の要件と同質のものと構成されており、原則として、消費者は、事業者に対して追完の催告をし、相当期間の経過を待ってから代金減額請求をしなければなりません（563条1項）。代金減額請求には契約内容の改訂をする効果があり、その行使があると代金額は減額されますが、他方、事業者の債務不履行はなかったことになるので、損害賠償請求や契約解除はすることができなくなります。

第4 目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限

事業者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を消費者に引き渡した場合において、消費者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を事業者に通じないときは、消費者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。ただし、事業者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではありません（民法566条）。

民法566条は、①目的物引渡後における、履行が終了したとの事業者の期待を保護する必要があること、②物の種類又は品質に関する不適合は、目的物の使用や時間経過による劣化等により比較的短期間で判断が困難になるため法律関係を早期に安定化させる必要があることから、消費者の権利行使に期間制限を加えたものです。

消費者には、目的物の検査義務はなく、また担保責任を問う意思表示まで要求されているわけではなく、単に契約不適合の通知が義務付けられるにすぎません。しかし、契約不適合を知った時から1年以内に事業者に通じないと債務不履行責任を追及することはできなくなってしまう。

消費者委員会の窓

大森 節子

前回の通信でのアナウンスに従い、大森に係るもう一つの専門調査会「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」についてご紹介したいと思います。但しこの間2月の本会議で「地方消費者行政にかかる専門調査会」を再開することが決定され、4月に大森も専門委員に任命されましたので、今は「地方消費者行政にかかる専門調査会」委員としても、消費者委員会第5期任期終了8月末までに（7月末から8月初旬ころまでに4～5回程度開催予定）中間整理（課題の整理、検討の方向性等）を公表するところまでもっていききたいと、審議している最中です。

さて本題の「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」です。近年急速に市場の中で大きな役割を占めるようになり、今後も国際的にも発展進化すると思われる取引形態なので、問題点を検討するため調査会は立ち上げられました。以下の専門調査会委員にオブザーバーとしてカリスコス・アントニオス京都大学大学院法学研究科准教授と消費者委員会からは池本、蟹瀬、鹿野、樋口、増田、大森の6名の委員が参加し、14回（2018年5月15日～2019年3月26日）開催され、2019年4月報告書がまとめられました。詳細はHPをご確認ください。

（座長）	中田 邦博	龍谷大学法学部教授
（座長代理）	早川 吉尚	立教大学法学部教授
	生貝 直人	東洋大学経済学部准教授
	石原 遥平	一般社団法人シェアリングエコノミー協会事務局
	大谷 聖子	一般財団法人日本消費者協会消費者相談室 消費生活コンサルタント
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	片岡 康子	楽天株式会社渉外室消費者政策課シニアマネージャー
	上村 篤	株式会社メルカリ社長室政策企画マネージャー
	西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費生活相談員
	畠 良	ヤフー株式会社政策企画本部政策企画部公共政策マネージャー
	原田 由里	一般社団法人ECネットワーク理事
	前田 恵美	アジアインターネット日本連盟（AICJ）
	森 亮二	弁護士、国立情報学研究所客員教授
	山本 龍彦	慶應義塾大学法科大学院教授

※城 譲（株式会社メルカリリーガルグループマネージャー（当時）10 月末まで

専門調査会委員からはそれぞれの立場からの報告が行われ、**カライスコス・アントニオス** 京都大学大学院法学研究科准教授、**ブッシュオスナブリュック** 大学（ドイツ）教授からは EU でのルール形成の状況を、**小林正弘** 法学博士（清華大学）からは中国の状況を、**徐熙錫**（ソ・ヒソク）（釜山大学法学専門大学院教授）からは韓国での状況をお聞きました。日本の取り組みとしては、東京都のサーバー薬事監視の取り組みや国民生活センターの越境消費者相談について報告を受けました。

ここからは報告や意見交換を受けての大森の解釈と意見です。2018 年 4 月 11 日欧州委員会（European Commission）は、急速な電子商取引の進展に対応した欧州連合全域の消費者保護の新たな取り組みの必要性から「**消費者のためのニューディール**」^{※1}を提案し、2018 年 10 月 2 日欧州消費者機構（BEUC：1962 年設立 イギリスの Which など 32 国 43 消費者団体所属 2017 年収入約 6 億 1,500 万円会費 40%、EU 支援 29%、委託事業 21%、その他 10%）は、意見書「**プラットフォーム経済における消費者保護の確保に向けて Ensuing Consumer Protection in the Platform Economy**」^{※2}を発表しました。行政と消費者団体が連携し、現状の問題点と必要な対策が明らかにされる流れは素晴らしいと思いました。日本では議論は始まったばかりで、今回の専門調査会でも具体的なトラブル事例と対応策を明示する案は、事業者側の反対で実現しませんでした。健全な取引形態として発展させるためには、先行的に利用者保護を図っている事業者と消費者が連携して、マナーの悪い事業者を排除していく必要があると思い、それが出来る事業者代表が委員となっているにもかかわらず、保身的に細かい表現にこだわり中々まとまらず、分かりにくいものになったと思います。

中国では配車サービスを利用した女性が事件に巻き込まれたことを受け、2019 年 1 月 1 日電子商取引法が施行され、消費者の身体、財産の安全に関する規定が強化されました。韓国では、電子商取引法における消費者保護に関する法律（2002 年 7 月 1 日施行）を 2012 年、2016 年改正し、通信販売仲介者（プラットフォーム事業者）の責任を強化しました。紛争処理に関しては「消費者不満や紛争の原因を 3 営業日以内にその経過を消費者に知らせ、10 営業日以内に調査結果又は処理方を消費者に知らせること」とプラットフォーム事業者の義務が明記されています。この背景には韓国では国や消費者団体などが運営する ADR が無料で信頼性が高いことがあります。プラットフォーム事業者は自ら解決しなくても ADR に移行したという報告でも良いことになっています。一方、日本ではこれまで、消費生活センターでは事業者が相手ではないトラブルは扱わないという方針で行われることが多かったと思います。今回の専門調査会では CtoC 取引でもプラットフォーム事業者との利用契約が前提となっていて、相談内容にはプラットフォーム事業者に対して救済を求めるものも含まれるので安全法上の「事業者に対する消費者からの苦情に係る相談」にあたるかの判断が示されました。しかし、現状はプラットフォーム事業者が利用者の守秘義務を盾になかなか情報を提供しないようです。悪質な利用者を排除する方策が機能しなければ、プラットフォームの健全な発展は難しいと思います。今回の専門調査会では事業者側の保身、相談員側の発言の少なさが印象に残りました。それぞれの職場での立場が先行し、専門調査委員としての責任や意欲が感じられず、とても残念に思いました。

「消費者のためのニューディール」※¹

- ・デジタル・コンテンツやサービスを提供する契約の対価について、従来の金銭に加えて、個人データが追加されることを提案
- ・オンライン市場においては、契約締結前に以下の事項を消費者に明らかにすべきとしている
 - ① 消費者は事業者と個人のいずれから製品・サービスを購入するのか
 - ② 商品検索結果の表示順位を決定する主なパラメータ等

「プラットフォーム経済における消費者保護の確保に向けて Ensuing Consumer Protection in the Platform Economy」※²

- ① 透明性と情報提供義務
 - ・ユーザーの法的地位の明示…消費者、プロシューマー（セミプロの消費者）、事業者
 - ・ランキングの透明性
 - …アルゴリズム、
 - 個人別価格設定（プロフィール）動的価格設定（オンライン行為）、
 - ランク付け基準の相対的重要性（比重）
 - ① 不当な契約条項
 - ・ブラックリストの定期的更新を免除する条項は不当
 - ・重要な契約条項（義務、期限）は分かりやすい色、フォントのサイズ、テキストの背景で強調しなくてはならない
 - ・プラットホーム及び事業者は主要な用語および条件について要約を提供する義務を負わなければならない
- など具体的な政策提言がなされている。<https://www.beuc.eu/>

2019 年度（第 13 回）ひょうご消費者ネット・通常総会報告

令和元年 6 月 22 日（土）午後 3 時から、兵庫県民会館「鶴の間」において、2019 年度の通常総会が開催されました。

2018 年度の事業報告では理事会と検討委員会、各検討グループの開催状況と差し止め活動など、活動内容が具体的に報告されました。また普及啓発事業では、シンポジウムや消費者セミナーの他、相談員対象の講座など、積極的な普及活動が実施され、事業収入も得て運営にも貢献しています。活動を継続するためには経費が必要です。改めて、ひょうご消費者ネットの活動をもっと多くの方に知っていただき、会員をもっと増やしたいものだと思います。

ひょうご消費者ネット 会員 前田 小百合



総会 風景

ミニシンポジウム

チケット&外貨建て保険のトラブル

ひょうご消費者ネット通常総会後にミニシンポジウムが開催され、上田孝治弁護士より「チケット不正転売禁止法で何が変わるのか?」、鈴木尉久弁護士より「外貨建て生命保険のクーリング・オフによる返金」についてお話しいたしました。

「チケット不正転売禁止法」は、東京オリンピックのチケット公式販売の抽選結果が発表される直前の 6 月 14 日に施行されました。日ごろ、希望の興行チケット入手のためにさまざまな努力をしつつ、そのチケットがオークションサイトで高額取引されているのを複雑な心境で眺めたことがある人にとっては、ようやくという思いではないでしょうか。これまで不正転売に対しては、各都道府県の「迷惑防止条例」、「古物営業法」、そして営利目的で転売する意思をもってチケットを詐取するという詐欺罪（刑法犯）等による規制がありました。これらの規制では、インターネット空間での電子チケットという迷惑防止条例では想定していない場での取引や、チケットは古物なのかという点で限界がありました。チケット不正転売禁止法では、特定興行入場券を業として不正仕入と不正転売をすると 1 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金になるというものです。急用が入ってやむを得ず転売するようなケースは不正転売には該当しませんが、興行主が転売を禁止している場合は、そのチケットでは入場できない可能性があります。また転売した側も買主が入場できなかった場合にトラブルになる可能性があるため注意が必要で、正規の再販システムが構築されることが望まれます。

上田孝治弁護士



次の「銀行窓口販売での外貨建て生命保険契約のクーリング・オフにおける返金」は、ひょうご消費者ネットにて生命保険協会と全国銀行協会に申し入れをしている事案です。生命保険や投資信託の勧誘を銀行から受けるようになったと感じている人には、そんなカラクリもあるのかと気づかされ、また、「クーリング・オフは原状回復」と当たり前のように思っているのも、そんなことがあっていいのかという事例です。銀行窓口で契約した外貨建ての生命保険をクーリング・オフの手続きをしたところ、返金は外貨交換の手数料に加えて為替差損分の損失が出るという説明が保険会社よりあったという事例で、生命保険会社と契約し円入金特約を締結していれば、500万円支払えば、500万円が返ってきますが、銀行を窓口とした場合、銀行が両替契約をしていると、円で払ったものが例えばドルで返金されてしまうということです。ドルで返されたら両替しないといけない上に為替差損のリスクも負うことになります。これは保険業法 309 条が消費者保護のための片面的強行規定として消費者の利益を貫徹させようとしている以上、保険契約者に不利益を被らせるのは 309 条の趣旨を回避する脱法行為にほかならないという申し入れをしましたが、全国銀行協会も生命保険協会とも噛み合わない回答書が届いています。一方、複合契約であり、またクーリング・オフの強行規定については差止請求の対象にはならないということですが、後日、生命保険協会側から直接、説明に来られるということで、事業者側も回答書の送付のみで終わるということではないそうです。

鈴木尉久弁護士



ミニシンポジウムでは、今もっともトレンドなチケット不正仕入、不正転売に関することとひょうご消費者ネットが申し入れをした件を簡潔にご報告いただきました。本稿執筆時の6月23日現在、チケット転売サイトは相変わらず転売情報を掲載し、ラグビーのワールドカップのチケットの転売サイトも法律の施行後も同じように運営されています。転売サイトも規制できないものかと思っています。また生命保険協会のサイトには「生保協会自主ガイドラインのPDCAによる経営品質向上に向けた取組」がアップデートされています。ちゃんと品質向上してくれたら、事例のようなトラブルは回避できるのにと考えてしまいます。

ひょうご消費者ネット 会員 廣瀬 佳代

大学新入生オリエンテーションでの消費者教育

～新生活でつまづかないために～

4月4日 @大手前大学

新1年生のオリエンテーションの一環として、約800人の学生を前に『消費者被害に遭わないために』と題して、当会会員の本荘達子さんによる講演を行いました。学生に特徴的な消費者トラブル例、注意すべきポイント、トラブル遭遇時の対処法などを伝えました。学生さんたちは入学直後の緊張感も相まって、熱心に耳を傾けていました。

「通販にはクーリング・オフがないとは知らなかった」と聴講された指導者側からも声があり、基本的な消費生活ルールも一般的にはまだまだ浸透していないことを痛感しました。

4月6日 @神戸市外国語大学

こちらも新1年生オリエンテーションの一環としての講演です。約450人の学生を対象に『消費生活の知識を身に付けよう ～悪質商法から身を守るために～』と題して、本荘相談員の講演、講演のおさらいとなる〇×クイズを吉江理事が出題者となって行いました。契約とは何かという基礎から始まり、若年者によくみられる消費者トラブル、その解決方法などを伝えました。後半の〇×クイズは大いに盛り上がり、〇×札を挙げて解答に一喜一憂する姿も見られ、学生のみなさんは予想以上の積極的に参加されていました。

短時間で聞いた話はまた短時間で忘れてしまうかもしれませんが。それでも、頭の片隅に少しでも今回お伝えした内容が残っていれば、それが必要となった場面に出会ったときには生きてくるはずです。そう期待して、今回の講演がこれからの学生生活の一助になればと願いました。

ひようご消費者ネット 専務理事 金山順子

大手前大学



神戸市外国語大学



消費者支援機構関西（K C ' s）への出向を終えて

弁護士 北村 純子

消費者支援機構関西（K C ' s）は、2017年6月に特定適格消費者団体の認定を取得され、被害回復の活動においては、検討部門として「被害回復検討委員会」を設置して行われています。

その始動の際、K C ' s から、ひょうご消費者ネット（当団体）と京都消費者契約ネットワーク（K C C N）に対し、被害回復検討委員会の委員として1名派遣をとの要請があり、当団体から私が派遣されました。

先般、その約2年の出向を終えましたので、若干の報告をいたします。

「被害回復検討委員会」というのは、消費者裁判手続特例法をもとに、被害回復訴訟に関する事案の検討や選定等を行う部門で、何らかの要請・申入れ等を行う前までのイメージとしては、検討対象となる事案類型は異なりますが、当団体の（差止請求に係る）検討委員会のようなものです。もっとも、K C ' s の被害回復検討委員会の現場は、K C ' s の会議室で立派な椅子、複数の事務局職員の方々、・・・・・・など外形的には大きな差異がありました。

出向中、提訴するとした案件はなく、残念ながらその経験を得ることはありませんでしたが、訴訟外の返金の申入れを行い一定の成果を上げた案件がありますことは、K C ' s から公表されているとおりです。

出向経験からの率直な感想としては、当団体の現状では、当団体が被害回復訴訟制度の主体となるのは、差止請求の場合と違って必要となる手続き・対応を考えるととても無理だということです。もともとどの団体にとっても負担の大きい制度であって、当団体に限ったことではないでしょうし、また、当団体の状態については当団体関係者の方々には言うまでもないことと思いますが、今回の出向経験は、そのことを強く実感させるものとなりました。

団体間の連携の面については、特定適格消費者団体の資格を取得しうる団体が限定的である中、特定適格消費者団体とその他の適格消費者団体との連携の可能性についての声が出始めているところであり、その有効かつ適切な連携の在り方について、今後、適格消費者団体間で広く協議がされていくことと思います。

そのような中、特に、K C ' s、K C C N、当団体の3団体は、今般の派遣要請にも表れているとおり、直接かけつけられる、一緒に活動できる距離関係にあり、そのことを今回の出向で再認識しましたし、また、K C ' s から、退任に際し、今後も引き続き連携をよろしくとの旨言っているため、具体的なかたちは今後の検討ということになりますが、3団体間については、他の地域にない、よりよい連携関係が築いていければよいであろうと思いました。

それとともに、被害回復訴訟制度に関しては、まずは、K C ' s に、提訴第1号を実現して、実績とノウハウを得ていただきたいと思いますところですので。

以上

なぜ、「認定NPO法人」をめざすのか

ひょうご消費者ネットは現在、「認定NPO法人」の取得をめざしています。「アレ、ひょうご消費者ネットはNPO法人なのに、なぜ認定NPO法人をめざすのか。そもそもNPO法人と認定NPO法人は何が違うのか」といった疑問を持たれると思います。そこで、簡単な説明をさせていただきます。

ひょうご消費者ネットは2005年(平成17年)に設立総会を開き、NPO(特定非営利活動)法人としてスタートしました。

その後、2008年(平成20年)に内閣総理大臣の認定を受けて、適格消費者団体としての活動を開始しています。

① 財政基盤の強化のために

その活動を資金面から支えているのは、100人超の会員の皆さんによる会費と寄付が中心です。兵庫県からの助成金もありますが、どうしても使用範囲が限られており、多様な活動を広げるには自前の資金の強化が避けられません。また、単年度では500万円を超える収益を得て、何とか黒字決算を迎えられるようになりましたが、活動を広げるにはもっと安定した財政基盤が必要です。

② 寄付者に一定の税制優遇

認定NPO法人の取得には、いくつかのハードル(例えば「収入総額のうち、寄付金が一定以上の割合であること」といった基準)をクリアする必要があります。しかしながら、認定NPO法人になると、寄付金額の約40%が、寄付いただいた方の所得税・住民税から控除されるなど、税制優遇を得ることが可能となります。つまり、寄付のしやすい団体ということになります。

認定NPO法人は全国あるいは神戸市で見ても、全NPO法人のうちまだ2%くらいしか取得できていませんが、ひょうご消費者ネットは内閣府(消費者庁)から認められた「公益性」の高い活動を展開している団体ですので、ぜひチャレンジしていきたいと考えています。

【三二解説】

NPO法人(特定非営利活動法人)

1998年(平成10年)に施行された特定非営利活動促進法に基づいて、特定非営利活動を主目的として設立された法人のこと。1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災の際に全国各地からボランティアが駆けつけ“ボランティア元年”と呼ばれたことなどを契機に、特定非営利活動への機運が高まり、法律が制定されたもの。

認定NPO法人

一定の条件を満たすNPO法人に所轄庁がお墨付きを与えることで、当該の認定NPO法人に寄付した人に、所得税等の控除が受けられるようになるNPO法人のこと。認定NPO法人の制度は2001年(平成13年)に施行(国税庁所管)され、2012年(平成24年)の大幅改正で、兵庫県・神戸市に制度が移管されました。寄付というカタチで、いわば県民・市民自らが税金の使途を決める「公共性」を育むという観点から、より身近なものになったと言えます。

適格消費者団体

不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために、差止請求権を行使するうえで必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人のこと。現在(2019年6月で)、全国に21団体あります。ひょうご消費者ネットは2008年(平成20年)に全国で6番目に認定された適格消費者団体です。

ひょうご消費者ネット理事 金井塚 春夫





ひょうごくん

保険のあれ？ これって何？



適格さん

①「引受け基準緩和型保険」って知ってる？

ひょうごくん

「ねえ、適格さん。最近、テレビや新聞に「持病があっても入れます」って広告、よく見るけど、どんな持病でも入れるのかなあ？
うちのおばあちゃん、入院や手術をした時にお金がもらえる保険に入っときたいって言うんだけど、高血圧でお薬を飲んでいるんだ。それでも入れるのかなあ？」

適格さん

「あ〜、**引受け基準緩和型の医療保険**ね。保険って必ず加入するときにはありのまま健康状態を保険会社に知らせる「告知義務」があってね、病気があったりすると加入を断られたり、該当する病気で入院や手術をした場合、給付金は出ないなどの条件付き加入になったり、保険料が割高になったりしたから加入をあきらめる人もいたのよ」

ひょうごくん

「ふ〜ん。じゃ、うちのおばあちゃんみたいに今まであきらめていた人にはとっても良いよね。おばあちゃんに教えてあげよう」

適格さん

「ちょっと待って！ 保険には必ず「加入条件」「給付条件」というものがあるのよ」

ひょうごくん

「大丈夫！ ほらこの広告『3つの告知項目がすべて「いいえ」ならお申込みいただけます』って書いてあるよ。うちのおばあちゃんすべて「いいえ」だよ」

適格さん

「『申し込める』というのは加入できることじゃなく、保険会社がその申し込みに対して承諾しなければ加入することにはならないのよ。じゃあ、ひょうごくん、一緒にこの引き受け基準緩和型の医療保険について調べてみようか」

「本当に簡単な告知？」

引受け基準緩和型医療保険を扱っている保険会社は「簡単な告知」をアピールしていますが、本当に「簡単」でしょうか。告知項目は一般の医療保険より少なく、一見シンプルになっているように見えます。保険会社によって多少異なりますが、告知は次の表の3項目を主としているものが多く見られます。

《告知項目の例》

- ① 最近3か月以内に医師に入院・手術・検査・先進医療をすすめられたことがありますか？
- ② 過去2年以内に、入院または手術を受けたことがありますか？
- ③ 過去5年以内に、がん・肝硬変・慢性肝炎で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか？

上記項目の全てが「いいえ」であれば、申し込めるのですが、保険会社によっては別表などで、「糖尿病の合併症」、「心臓病」、「脳卒中」、「認知症」、「うつ病」など、告知の対象となる病名が数多く記載され、それらの病名から自分の病歴と照らし確認しなければなりません。医師の診査はなく、「簡単」とされる告知項目による審査は、より消費者の自己責任が問われるのです。入院、手術、投薬歴のある人は「たぶん・・・」でなく、それらの年月日を医療機関や主治医に問い合わせるなどして、健康告知は慎重に行わなければなりません。高齢者にとっては、決して「簡単な告知」ではないのです。

また「加入後の持病や既往症による入院や手術等は保障されます」とアピールしていますが、入院や手術は加入後であっても加入以前に予定されていた場合は保障対象になりません。検査入院も保障対象にならないので注意が必要です。

ひょうごくん

「そうか。告知は大事なんだね。おばあちゃん、『あれはいつだったけ？たぶん・・・』なんてよく言ってるから、ちゃんと調べないといけないんだね」

適格さん

「注意しなければならないのは、告知だけじゃないのよ。引受基準緩和型保険のほとんどが契約日から1年以内の入院・手術等の保障額は半額。がんの場合は契約日から90日間保障が無い！」

ひょうごくん

「へ～。厳しいんだね」

適格さん

「それにね。保険料については、どの保険会社も**一般的な医療保険の保険料より高くしていて、45%増し**なんて保険会社もあるのよ。引受基準緩和型の保険の加入を考えると、先に一般的な医療保険に加入できないか保険会社に確認したほうがいいよ。一定条件付きになるかもしれないけれど引受基準緩和型の高い保険料や加入から1年間の削減期間などのデメリットとしっかり比較してから加入するか考えないとダメよ」

ひょうごくん

「難しいな～」

適格さん

「ひょうごくんのおばあちゃん、医療費の心配をしているけど、公的な医療保険に入ってるでしょ。公的医療保険には、「高額療養費制度」があって、医療費の自己負担が限度枠を超えて高額になった場合、超えた分は戻ってくるし、公的な介護保険だって同様の制度があるんだよ。
それでも生命保険会社の保障が必要なのか、しっかり調べてから考えたほうがいいと思うよ」

ひょうごくん

「わかった！おばあちゃんに心配しなくていいよって言ってあげる。それとね・・・」

適格さん

「えっ まだあるの？」

ひょうごくん

「『保険の転換』って何？」

適格さん

「あ～。それは説明すると長くなるから今度にしようね」

ひょうごくん

「わかった。じゃ今度ね。バイバーイ」

リレートーク

これから到来するキャッシュレス時代に取り残されないようにと最近スマホ決済始めました。スマートフォンも充分使いこなせていないのにです。

CM やキャッシュバックにつられて、利用できるお店が多いことから、とりあえず2社を利用、携帯電話の通信事業者選びと同様に余程のことがない限り最初に利用し始めた事業者を使い続けることになるのでしょうか。チャージは銀行口座を登録、通帳記載するときちゃんとチャージ額が記載されています。個人情報や銀行口座を登録することに不安もありますが、実際に利用してみるとレジの前で慌てて財布の中から小銭を探すこともなく、スマートフォンの画面を提示する、お店のQRコードをスマートフォンに読み込み利用金額を入力すると簡単に決済できます。先日は財布を忘れ出先で慌てましたがスマートフォンで支払いができることに気づき思い掛けず助かりました。現金、クレジットカード、スマホ決済を上手く使い分ければ生活も更に便利になりそうです。

年齢的なこともあり新しいことを始めるには何事も億劫ですが、できる範囲で少しずつ進めたいです。

あとになりましたが6月から事務局でお世話になっております。数年前まで行政窓口で消費相談を受けていました。その時の経験が少しでもお役にたてればと思っています。

皆様これからもどうぞよろしくお願いします。

ひょうご消費者ネット事務局 岸和田 美智子



特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット